# 認知症疾患医療センターの指定について

## 事業目的

都内の全区市町村(島しょ地域を除く)に認知症疾患医療センターを設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、身体合併症と行動・心理症状への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的とする。

#### センターの種類

類型	指定基準	設置機関	位置づけ	
地域拠点型 認知症疾患 医療センター	二次保健医療圏域 ごとに 1 か所 (島しょ地域を除く)	病院	所在する二次保健医療圏の 認知症に係る医療・介護連携の拠点 ※所在する区市町村における「地域連 携型」を兼ねる	
地域連携型 認知症疾患 医療センター	区市町村ごとに1か所 (島しょ・地域拠点型 設置地域を除く)	病院又は 診療所	所在する区市町村における認知症 に係る医療・介護連携の推進役	

### センターの役割と事業内容

専門医療機関としての役割	<ul> <li>・専従相談員(精神保健福祉士等)による専門医療相談の実施</li> <li>・認知症の鑑別診断とそれに基づく初期対応</li> <li>・自院又は連携医療機関等における身体合併症、行動・心理症状への対応</li> <li>〈地域拠点型のみ〉</li> <li>・認知症アウトリーチチームを配置し、認知症支援コーディネーター等からの依頼に応じ、受診困難者等を訪問支援</li> </ul>
地域連携の 推進役として の役割	・かかりつけ医、医師会等、関係機関とのネットワークづくりを推進 ・区市町村の認知症施策への協力 ・家族介護者の会との連携の推進、支援 <地域拠点型のみ> ・二次保健医療圏域における認知症疾患医療・介護連携協議会の開催、ネットワークづくり
人材育成機関としての役割	・医療機関内における専門的な知識・経験を有する医師、看護師等の育成 ・区市町村、関係機関が実施する研修への協力 <地域拠点型のみ> ・二次保健医療圏域内の医療従事者等向けの研修会の開催

#### センターの新規指定等

◆ 4 医療機関を「地域連携型認知症疾患医療センター」として指定

医療機関名	所在地	担当地域	運営開始日	
医療法人社団山本·前田記念会 前田病院	東久留米市中央町5-13-34	東久留米市		
医療法人財団暁 あきる台病院	あきる野市秋川6-5-1	あきる野市		
医療法人財団利定会 大久野病院	西多摩郡日の出町大久野6416	日の出町		
医療法人社団充会 多摩平の森の病院	日野市多摩平3-1-17	日野市	平成29年8月1日	

◆ 東京都認知症疾患医療センターの指定数(平成29年8月1日現在)

51か所(地域拠点型12か所、地域連携型39か所)

◆ 羽村市及び檜原村においては、平成29年5月26日から、地域連携型認知症疾患医療センターの再募集を実施

